



町田南地域 九条の会

HP <http://home.a09.itscom.net/minami9>

ニュース発行

2017年3月 NO.141

町田南地域九条の会
(連絡先事務局)

東京都町田市小川4-7-23
TEL/FAX 042-796-6684

メール machimina9@a08.itscom.net

編集責任者 立石憲市郎

9条生かして平和の地域づくりを

3月6日、北朝鮮が日本海に向けて今年2回目となるミサイルを発射しました。韓国とその周辺海域で行っている米韓合同軍事演習への反発ではないかとの観測も出ています。

近年、日本をとりまく環境は厳しさを増しています。中国の軍事予算は膨張し、航空母艦を含む海洋進出も目立ってきました。北朝鮮は2003年に核不拡散条約(NPT)から脱退し、核実験を繰り返しています。一方の韓国は、アメリカの高高度防衛ミサイルシステム(THAAD)の導入を決定し、射程範囲の中国も反発しています。

アメリカのトランプ大統領は6兆円に及ぶ軍事予算の増額を発表(推定18年防衛予算総額166兆円)し、日本には米軍駐留経費の負担増を求める考えといわれています。

こうして見ると、日本を

とりまく環境は軍拡の方向にあります。安倍首相の「日米同盟第一」の路線では、日本も軍拡競争に巻き込まれてしまうことになり、沖縄の基地問題の解決などはますます遠のくばかりか、自衛隊が武力行使する危険も増大してしまいます。もとほしといえば米軍基地を日本が提供したこともあり、周辺国が脅威と受け止める中国や北朝鮮の誤った対応

を生み出してしまいました。いま、欧州連合、東南アジア諸国連合、中南米・カリブ海諸国共同体のように、域内の対立する問題も戦争に発展させず、話し合いで解決する仕組みを北東アジアでも作るべきとの声があがっています。9条守れというだけでなく、外交の基本方針にさせることで、平和の枠組みづくりに前進できるということです。(立石憲市郎)



写真上: 北朝鮮ミサイル発射 2017.3.6

写真下: 中国空母「遼寧(りょうねい)」

写真右: 沖縄米軍基地

テロ防止は安保法制の廃止が一番

「共謀罪」が「テロ等準備罪」と名前を変えて導入されようとしています。2020年の東京オリンピック・パラリンピック

の安全確保が主な理由です。それには、国連の「国際組織犯罪防止条約」を結ばなければならず、結ぶにはテロ等準備罪が必要との説明です。

しかし、同条約を締結した187カ国の中で、新たに国内法を作ったのはノルウェーとブルガリアの2カ国だけ。日本は13本のテロに関連する条約(表)をすでに結んでおり、殺人予備罪、内乱予備陰謀罪、身代金目的誘拐罪、凶器準備集合罪など

もあり、共謀罪(テロ等準備罪)を作る必要はないという指摘が法曹界から出ています。

また、共謀罪は、政府に反対する人々を弾圧した治安維持法の現代版と見られ、捜査乱用で内心の自由など国民の基本的権利

が奪われると危惧されています。テロ対策は単なる口実で、本当にテロの危険をなくすには、安保法制を廃止するしかないとの声も出ています。武力行使をしない国からする国に変われば、紛争地で人道支援する国際ボランティアはもとより、国内での危険も高まるということです。

日本が締結しているテロ防止条約

1	航空機内の犯罪防止条約(東京条約)
2	航空機不法奪取防止条約(ハーグ条約)
3	民間航空不法行為防止条約(モンリオール条約)
4	国家代表等への犯罪防止条約
5	人質行為防止条約
6	核物質防護条約
7	空港不法行為防止議定書
8	海洋航行不法行為防止条約
9	大陸棚プラットフォーム等の不法行為防止条約
10	プラスチック爆薬探知条約
11	爆弾テロ防止条約
12	テロ資金供与防止条約
13	核テロリズム防止条約



これって何だろう? その7

共謀罪で監視社会になる



町田先生 ミナミさん 九ちゃん

人を特定するには、犯人がそれと知らせる行動をとらない限り不可能だね。しかし、共謀罪は「監視」という手段で実行前の逮捕を可能にする。九ちゃん 監視の仕方は?

町田先生 大きく分けてふたつある。ひとつは警察が目をつけた団体やグループにスパイを送り込んだり協力者を作る。もうひとつは街中にある監視カメラの映像、携帯やスマホ、メールの傍受などだ。

ミナミさん 文明の利器が私たちの監視に使われるなんて恐ろしいわ。でも、計画や合意に加え「準備行為」がなければ逮捕しないといってるわ。

町田先生 例えば生活のためにATMでお金を下ろしたとすると、それを、犯行の道具を買うためと決めつけて準備行為と断定するのは監視があつてのこと。どんな人が、いつ、どこで、犯罪を企てるか分からないとして、監視は国民全体に及ぶ危険がある。言いたいことも言えなくなり、人々の行動が萎縮する恐れもある。

町田先生 普通に考えれば、まだ実行されていない段階で犯罪が分かるの? ミナミさん えっ、計画したことが分かるの?

町田先生 普通に考えれば、まだ実行されていない段階で犯罪が分かるの? ミナミさん えっ、計画したことが分かるの?



現行憲法守る思いさらに強く 自民党憲法草案 「地方自治」を学んで

細野龍子（町田南地域九条の会世話人
日本共産党町田市議会議員）

町田南地域九条の会の会員として名を連ねながら、いつも第三者的に参加していた私に事務局の方から届いた学習会のチューターの話。しかも、お題は自民党憲法草案の第8章「地方自治」というのです。現行憲法の第8章も読み流していろいろ覚えの私でしたが、せっかくの機会を

自民党憲法草案が奪いたいもの

現行憲法でなぜ地方自治が規定されたのでしょうか？戦前の天皇を中心とした中央集権の政治が突き進んだ戦争への道。二度と同じ轍を踏まないために、国民主権の下で「平和主義」「基本的人権の保障」を実現するために編み出された政治の仕組みが、「議会制民主主義」と「地方自治」だったことを知りました。そして、自民党憲法草案が壊そうとしているのも「平

に分担する義務」を負うとしています。現行憲法の「基本的人権」の保障とは遠く離れた「受益者負担」の考え方が貫かれ、社会保障の概念がありません。しかも、立憲主義に基づく現行

目指すところは中央集権

主権は国民（自治体では住民）が持ち、代表者が権力を行使して国民の幸福や利益を生み出し、国民が享受すると憲法前文で定められています。権力者が国民を無視して暴走しないように、憲法が手かせ足かせになりません。そして、権力が一極に集中しないように「地方自治」による分権を定めました。自民党憲法草案では、地方自治体の機能や役割を狭めることによって中央集権化を進めようとしています。国民主権や国民の基本的人権も大きく変えられようとしています。

最後に

説明後、参加者から「年金では生活できない。社会活動もしたいけれど余裕がない」など切実な声もだされました。

検討するとなっても、その後どうなったかの検証がない」といわれ、議員としても返していく責任を痛感しました。

「今の地方自治体は国のいいなりの政策を進め、公共施設の統廃合や受益者負担なども負担の公平性を理由に行われている」ことや、「職員のミスを住民に転嫁させる」問題も指摘され、しつかりチェックしていかなければと思います。

「地方自治体の負担が重くなり、理念が失われている」「相談すると、職員の対応は丁寧でも、たらいまわしで解決しない」などと、地方自治体の機能が弱まっている実例も話されました。この他に「地方自治体が行えることはたくさんある。かつては老人医療費の無料化やシルバーパスの無料配布など地方自治体が行ってきた」など意見は尽きませんでしたが、途中時間切れで打ち切られてしまいました。

地方自治体の役割は大きく、重いのです。改めて地方自治を守らなければと思いました。

町田南地域九条の会のみならず、このような機会を与えていただき、ありがとうございました。



講師 水速信孝さん(画家・テレビデザイナー)



日本国憲法第9条
 「戦争の放棄、軍備及び交戦権の否認」
 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇

又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

3月12日(日)13時
 南市民センター第2会議室
 4月9日(日)13時
 南市民センター第1会議室
 参加申し込みなど問い合わせ
 鬼塚希代仁 042(795)7288
 彦坂康良 042(796)5887

時々発表会をしています。

第12回総会

・3月25日(土)14時～16時
 ・南市民センター第2会議室

憲法施行70年・憲法講座
 市民と「立憲野党」の共闘で
 憲法が活きる日本に!!
 - 社会運動の力と「勝利の方程式」 -

講師 五十嵐 仁さん
 (法政大学名誉教授)

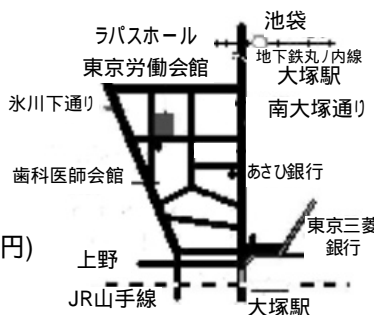
3月20日(日)

13:00～14:30

東京労働会館
 (ラパスホール7F)

参加費:800円(学生500円)

主催:東京憲法会議



みんなで参加を!

3月の総がかり行動

14日(火)18:30～20:00

共謀罪国会提出許さない! 国会正門前集会

場所 国会正門前

主催 共謀罪NO! 実行委員会

総がかり行動実行委員会

19日(日)13:30～14:30

自衛隊は南スーダンからの即時撤退

共謀罪反対

場所 衆院第2議員会館

主催 総がかり行動実行委員会

町田南地域九条の会は東急田園都市線

「長津田」駅渋谷よりホーム12:30集合

まちだ市民連絡会JR町田駅前北口デッキ宣伝

3月19日(日)11:00～12:00

町田南地域

九 条 の 会 に ぜ ひ ど う ぞ

- 憲法9条守り生かして戦争のない世界を -

思想・信条・宗教・支持政党のいかなを問わず、9条守る一点で作られた個人加入の市民団体です。会費は年500円。ニュースや会報、その他宣伝物の発行、学習討論会などの費用に当てています。

加入の方法(会員に知り合いがあればその人を通して)電話/ファックスは「042-796-6684」に。インターネットからは「町田南地域九条の会」と入力して「会則と加入」のページで。